

「貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（案）」等に関する
意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 3 1 日
経 済 産 業 省
通商政策局通商金融課

標記について、令和 8 年 6 月 2 2 日から令和 8 年 7 月 2 1 日まで、下記のとおり広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、2 件の御意見が寄せられました（うち 1 件は、本件と直接関係のない御意見をいただきました）。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

（1）意見募集期間

令和 8 年 6 月 2 2 日～令和 8 年 7 月 2 1 日

（2）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2 意見募集の結果

意見提出数 2 件（うち 1 件は、本件と直接関係のない御意見）

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	おそらく、ホルムズ海峡の件を受けてのことだと考えます。特定引受業務を支える財源として国債を使えるようにすることは、短期的に賛成ですが、日本の地理的な特性を勘案して、ゆくゆくは、保険を国営にするなどにしていく流れが良いのかもしれませんが。 国債を日本貿易保険という会社へ交付するとしておられますがそれならば消費税の減税用にも国債を使って頂きたいです。	今回、株式会社日本貿易保険（N E X I）に対して交付される国債は、国が金銭の給付に変えて発行する債券です。この交付国債の措置は、日米政府の戦略的投資イニシアティブを着実に実施するため、100%政府出資の特殊会社であるN E X Iの財務基盤を強化し、保険金支払の資金確保に万全を期すため、講じられるものです。